平成２９年（フ）第３３号
三重県松阪市大黒田町1717番地10
債務者　白井　弘幸
1　決定年月日時　平成29年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第２４号
京都府舞鶴市亀岩町42番地―201号
債務者　千原　義徳
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２９年（フ）第２７１４号
大阪市城東区東中浜９丁目３番36―308号、前住所大阪府泉佐野市中庄1527番地の17
債務者　溝上　光代
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９３８号
大阪市東淀川区淡路５丁目21番９―106号、前住所兵庫県西宮市名塩さくら台４丁目８番地14
債務者　河合　隆善
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０１２号
大阪市旭区新森１丁目７番33―207号、前住所大阪市浪速区敷津東２丁目４番４―56号
債務者　菅原加那絵
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２１５号
大阪府高槻市清水台２丁目10番19号
債務者　山本　里愛
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３８３号
大阪市平野区喜連西２丁目10番２―606号
債務者　前田　友久
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４１１号
大阪市此花区春日出南１丁目２番75―404号
債務者　小林　栄二
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２０３号
福岡県大野城市瓦田１丁目14番13号　107号、前住所福岡県久留米市草野町矢作261番地
破産者　佐藤　浪子
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第６号
福岡県三井郡大刀洗町大字山隈1719番地１
菊池団地２―304
破産者　今福　妙子（旧姓一木）
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１２号
茨城県鹿嶋市大字林762番地13
破産者　小堤きく江
1　決定年月日　平成29年８月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第２５５号
川崎市中原区井田１丁目27番６―302号　第３田辺ビル
破産者　保科　春夫
1　決定年月日　平成29年８月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１１３号
岐阜県羽島市江吉良町250番地１（コーポこめまん103号室）
破産者　谷口　秀行
1　決定年月日　平成29年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３４８号
広島市安芸区船越南２丁目19番26―707号
破産者　木邑　孝志
1　決定年月日　平成29年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２０号
神奈川県平塚市東真土１丁目10番90号、現居所神奈川県藤沢市善行坂２―３―２　ハピネス湘南201
破産者　横溝　知恵
1　決定年月日　平成29年８月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４３号
神奈川県南足柄市飯沢179番地１、前住所神奈川県平塚市出縄438番地の２
破産者　穂田　俊彦
1　決定年月日　平成29年８月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１４号
大分県杵築市大字南杵築1742番地１　サニーウッズピオ103
破産者　松本　　久
1　決定年月日　平成29年８月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

債権者集会招集

平成２９年（フ）第１８７号
愛知県高浜市向山町６丁目６番地55
破産者　屋根富こと　亀島　富造
1　期日　平成29年９月26日午後３時５分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成29年８月17日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係